

龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案の受付開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和 6 年 12 月 26 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

1 業務名

龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託

2 業務概要

「龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託」（以下、「本業務」という。）は、“～子どもの笑顔が続くまち～龍ヶ崎で憧れの仕事を体験しよう”をテーマに市内に居住している子どもたちを中心に職業体験イベントを通じ、本市の魅力を再発見するきっかけづくりを主たる目的として行うものである。

さらに、イベントへの参加をきっかけに、本市の魅力を再発見することで、シビックプライドの醸成や推奨意欲の向上、さらには人口流出の抑制に資することを狙い、事業を実施するものである。

あわせて、市内事業者が参加することにより、地域経済の活性化に資することも目的のひとつとしている。

そのため、本事業の実施にあたっては、本市の意図を十分に理解したうえで企画提案を求めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。（ただし、検査期間 10 日間を含む）

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年龍ヶ崎市条例第 23 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成 6 年龍ヶ崎市告示第 7 号。以下「規程」という。）第 37 条若しくは第 38 条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱（平成 20 年龍ヶ崎市告示第 17 号）第 3 条第 2 項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であつて、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去 3 年度以内（令和 4 年度～令和 6 年度）に、国又は地方公共団体を発注者とし、子どもが参加できるイベント運営に関する業務について、元請として受注した実績があること。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続については、「龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワ
クワワーク」運營業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課人口問題対策室（担当：脇島・黒瀧）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111（内線 376）

メールアドレス miryoku@city.ryugasaki.lg.jp